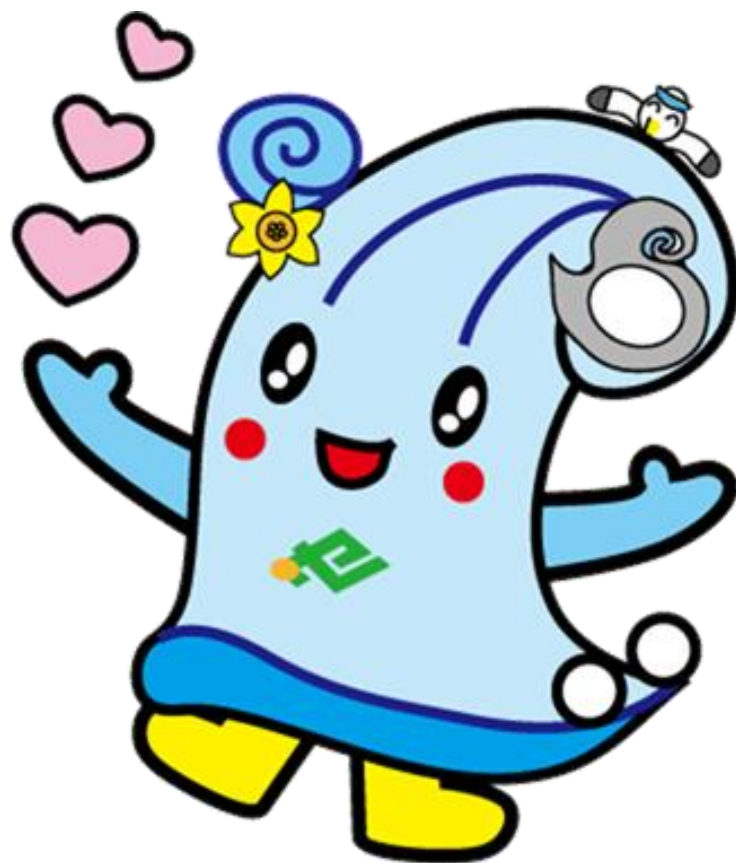


# せたな町地域福祉計画

【平成 30 年度～平成 35 年度】



平成30年3月  
北海道せたな町



~~~~目次~~~~

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景 . . . . . 1
- 2. 計画策定の趣旨 . . . . . 2
- 3. 計画の位置づけ . . . . . 4
- 4. 計画の期間 . . . . . 5

第2章 地域福祉を取り巻く現状

- 1. 人口の推移 . . . . . 6
- 2. 高齢者の現況 . . . . . 9
- 3. 児童の現況 . . . . . 9
- 4. ボランティア団体の現況 . . . . . 10
- 5. 生活保護の現況 . . . . . 11

第3章 計画の基本理念と基本目標 . . . . . 12

第4章 施策の展開について

- 基本目標1. 地域ぐるみのボランティアで交流のある町 . . . . . 14
- 基本目標2. 住民同士支え合い安心して生活できる町 . . . . . 16
- 基本目標3. 安心して生活できる環境の町 . . . . . 18
- 基本目標4. 誰もが気軽に相談できる町 . . . . . 20

第5章 計画推進にあたって

- 1. 町民・関係団体・行政の協働による計画推進 . . . . . 22
- 2. 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進 . . . . . 22
- 3. 計画の周知 . . . . . 22
- 4. 計画の進行評価 . . . . . 22

参考資料 . . . . . 23

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、地域を取り巻く環境が変化し、少子高齢化や過疎化が顕著になる一方で、高齢者のひとり世帯や夫婦世帯、老老介護など地域が抱える課題が深刻化しています。

また、高齢者に限らず、何らかの理由で引きこもり状態の人や65歳未満の虚弱で無職の一人暮らしの人など、制度の狭間のために状況把握が不十分で、必要な支援が受けられない人も出てきています。

せたな町でも、近所付き合いが遠のき、地域の絆やつながりが薄くなるなか、地域の中に支援が必要な人がいるにも関わらず、気づかなくなっている現状があります。

そして、町内会役員・民生委員・ボランティアなど、地域で見守りを担う人材が減少していることに加え、担い手の高齢化や積極的に関わりを持つとする人の減少により、地域を支える人の後継者を探すことが大変になっている地域もあります。

その一方で、国の社会保障の考え方が「公助・共助・自助」から「自助・共助・公助」へと変わり、住民一人ひとりが主体的に地域のことに関わる住民参加型のまちづくりが進められています。

東日本大震災以降、地震や大雨災害など自然災害に備え、要援護者を支援する仕組みを作ることが急がれるほか、子育て世代が地域に根付くことができる魅力ある地域づくり、産業の育成など持続可能な地域社会の実現が求められています。

平成12年に改正された「社会福祉法」では、地域社会のあり方として地域住民同士の互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が明記され、さらに、平成29年の改正で、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が地域生活課題を把握し、地域住民同士や関係機関との連携等によりその解決を図ることが明記されました。このように住民同士又は、住民と行政の協働<sup>\*</sup>による支え合いの「ともに生きる地域社会づくり」を進めるための計画として「地域福祉計画」の策定が求められています。

---

### ■用語解説

<sup>\*</sup>協働…住民がまちづくりの主人公として、身近な課題を住民同士、あるいは住民と行政がともに考え、協力し、解決していくこと

## 社会福祉法(抜粋)

### 第1条(目的)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

## 2 計画策定の趣旨

### (1) 地域福祉とは

私たちが日頃、生活している地域には、子どもから高齢者、障がいのある人や日常生活に困難性のある人など、様々な人たちが暮らしています。そのすべての人たちが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、町や社会福祉協議会<sup>\*</sup>、事業者、ボランティア団体のほか地域の住民自身も支え合い、助け合いながら問題解決に向けて一緒に地域社会を築いていく取り組みのことを地域福祉といいます。

地域社会では、少子高齢化の進展による世帯の小規模化とそれに伴う家族機能の弱体化、近隣同士の付き合いの希薄化、加えて厳しさを増す社会経済情勢による貧困の拡大等が、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。

そのため、これからもさまざまな生活課題や福祉問題が多様化、複雑化、潜在化していくものと予想されます。

このような生活課題や福祉問題に対し、地域住民や地域活動を行う人たちと福祉サービス事業者や行政機関、社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人たちが互いに支え合い、助け合いながら、より良い方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

#### ■用語解説

<sup>\*</sup>社会福祉協議会…社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行う

## 社会福祉法(抜粋)

### 第4条(地域福祉)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## (2) 地域福祉計画とは

「地域の支え合いによる福祉(地域福祉)」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

せたな町では、幅広い町民の主体的な参加と町民、事業者、行政の協働のもとに、「誰もが共に安心して健やかに暮らせる町」を実現することを目的として、地域福祉を推進するため、「せたな町地域福祉計画」を策定します。

## 社会福祉法(抜粋)

### 第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するように努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は、変更しようとするときは、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は定期的に、その策定した市町村福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## **3** 計画の位置づけ

### **(1) 地域福祉計画の位置づけ**

社会福祉法第107条に基づいた計画で、第2次せたな町総合計画(平成30年度～平成39年度)を上位計画とし、高齢者、障がい者、児童等を対象とした町の個別の福祉計画を内包し、本町の地域福祉分野の施策を具体化する基本計画としての性格を有します。

### **(2) 関連する個別計画**

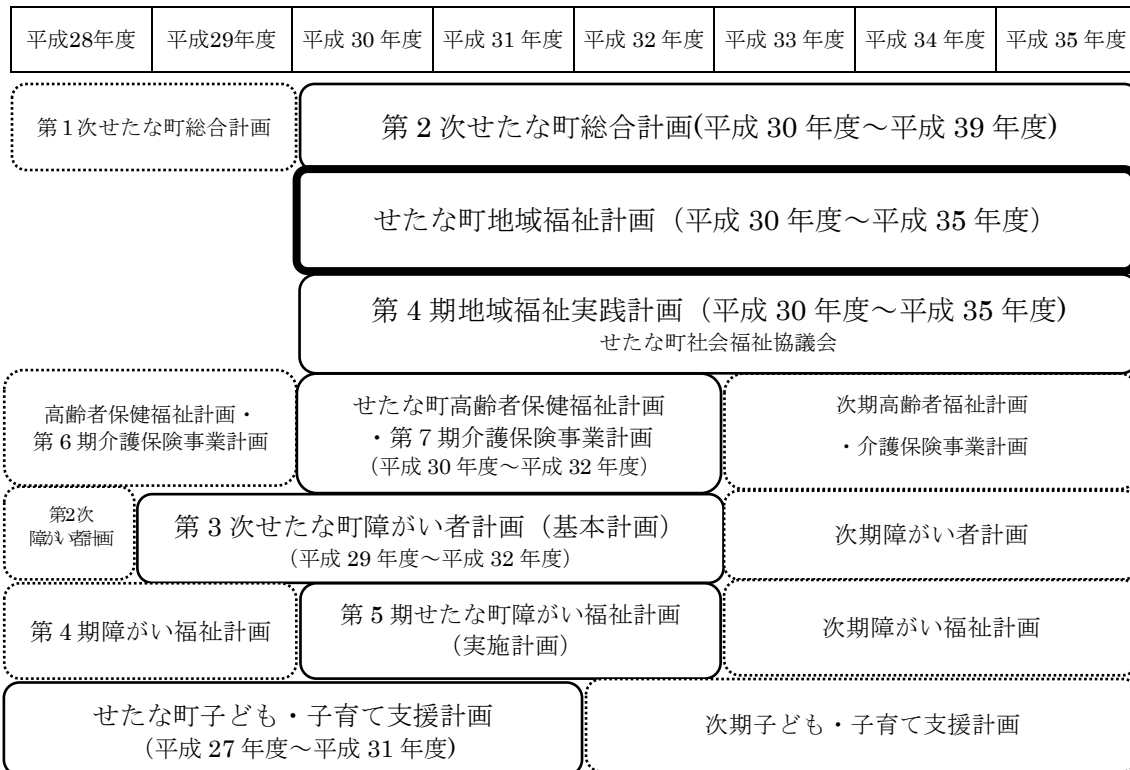
せたな町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、せたな町障がい者計画、せたな町障がい福祉計画、せたな町子ども・子育て支援事業計画など、個別の保健福祉部門計画は、高齢者、障がい者、児童の対象ごとの福祉施策をそれぞれの計画の領域にしています。

これに対し、地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を地域において総合的に推進する上での理念と地域の福祉力を高めるための個別施策を内容とします。

計画の策定、推進にあたっては、これらの個別計画と整合性を図りながら取り組めます。また、社会福祉法人せたな町社会福祉協議会(以下「社協という。」)が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉実践計画」と相互に連携しながら推進します。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。



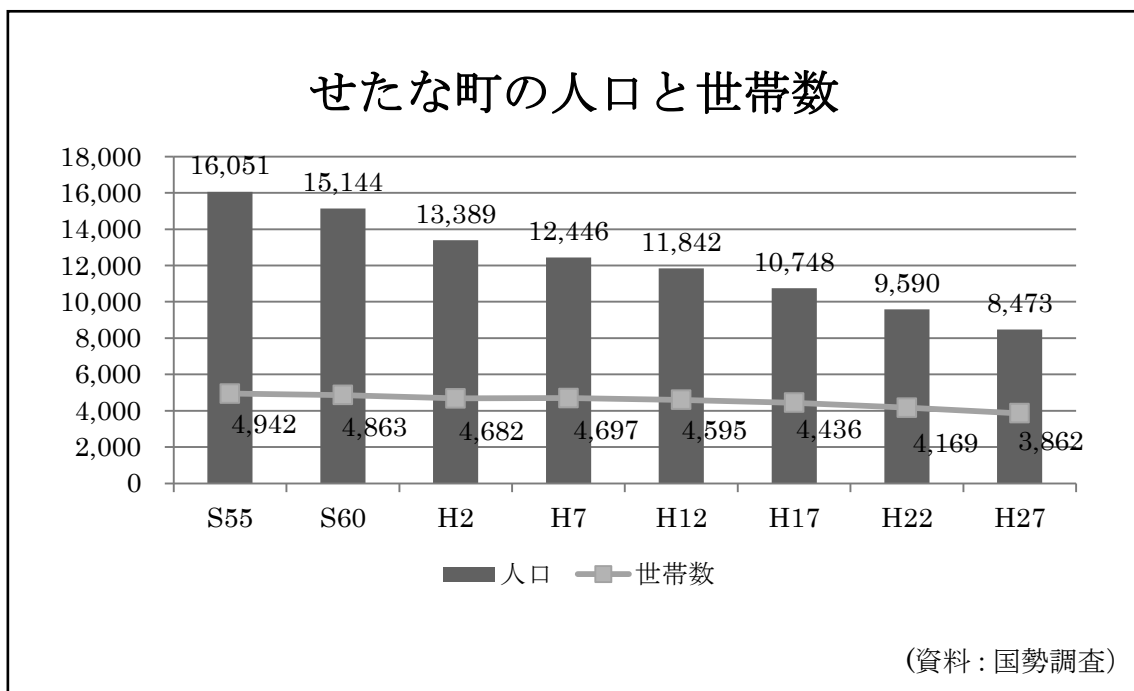


## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

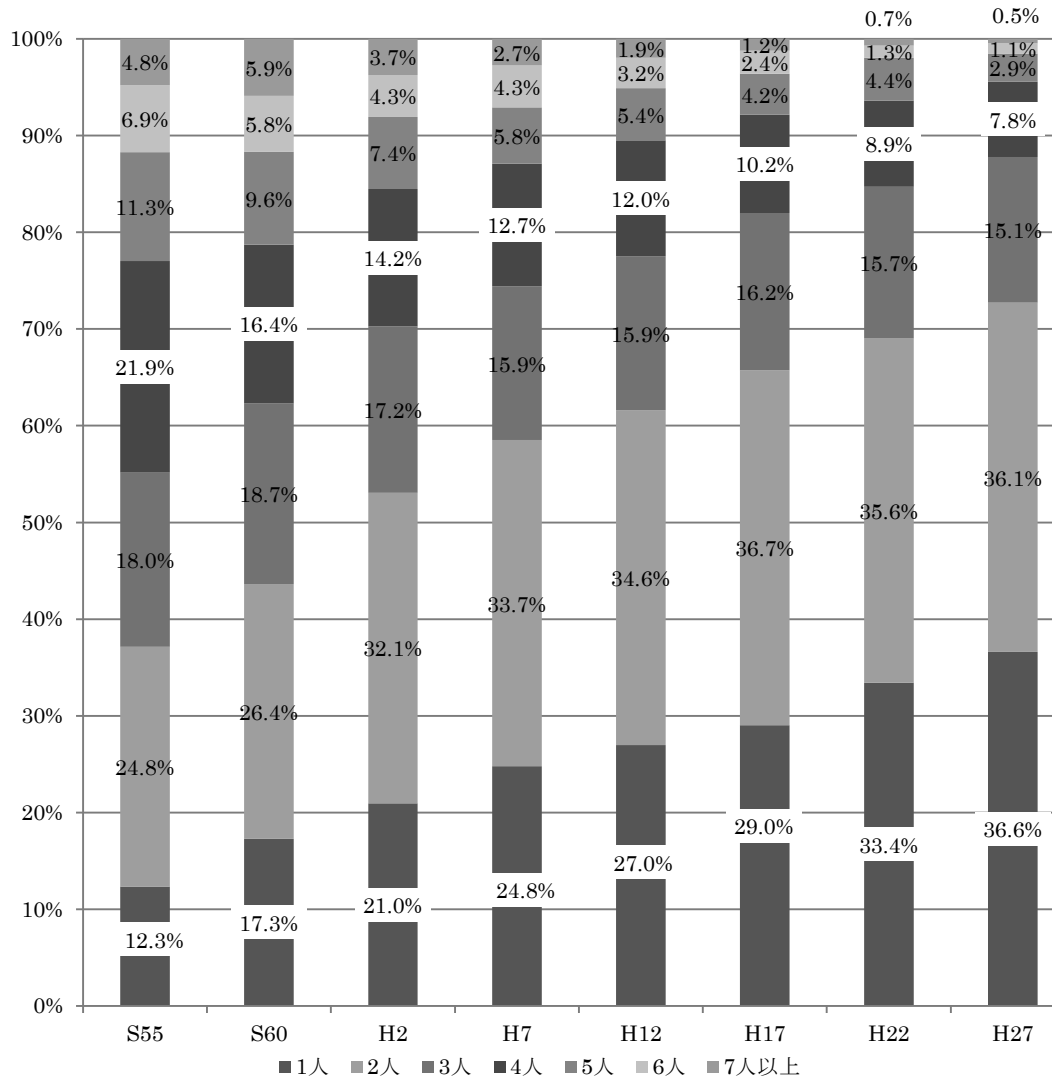
### 1 人口の推移

平成27年の国勢調査におけるせたな町の人口総数は8,473人で、昭和55年の旧3町の合計人口16,051人に比べ7,578人(約47.2%)減少しています。

1世帯あたりの世帯員人数は年々減少し、独居世帯の割合は、昭和55年の12%から平成27年には37%に増えており、昭和55年に5%あった7人以上の世帯は、平成27年には、ほぼ見られなくなっています。



## せたな町の世帯人数の割合の推移

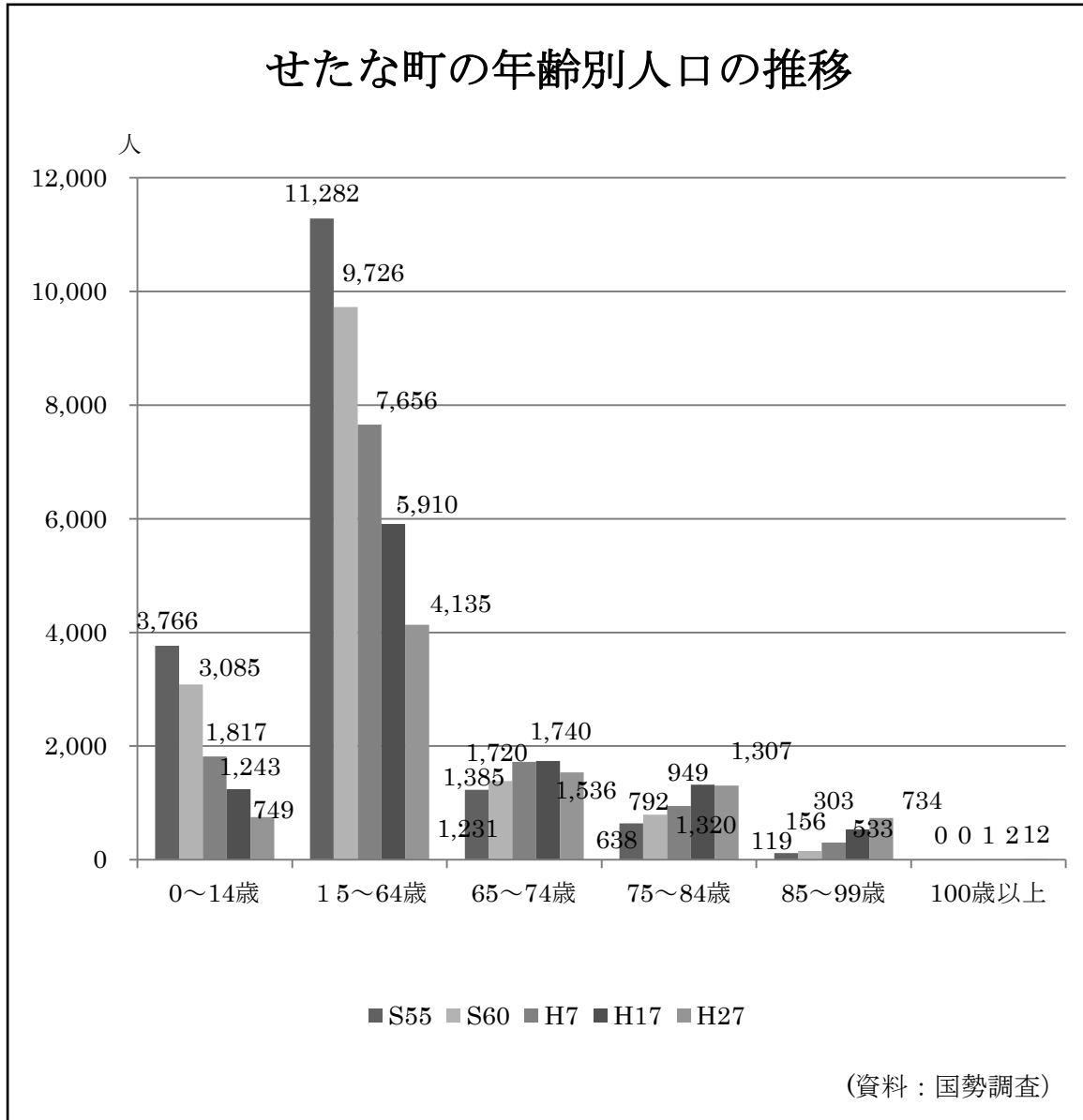


(資料：国勢調査)

また、年齢別の人口推移をみると、14歳以下の年少人口は、昭和55年は3,766人でしたが、平成27年は749人と減少しています。

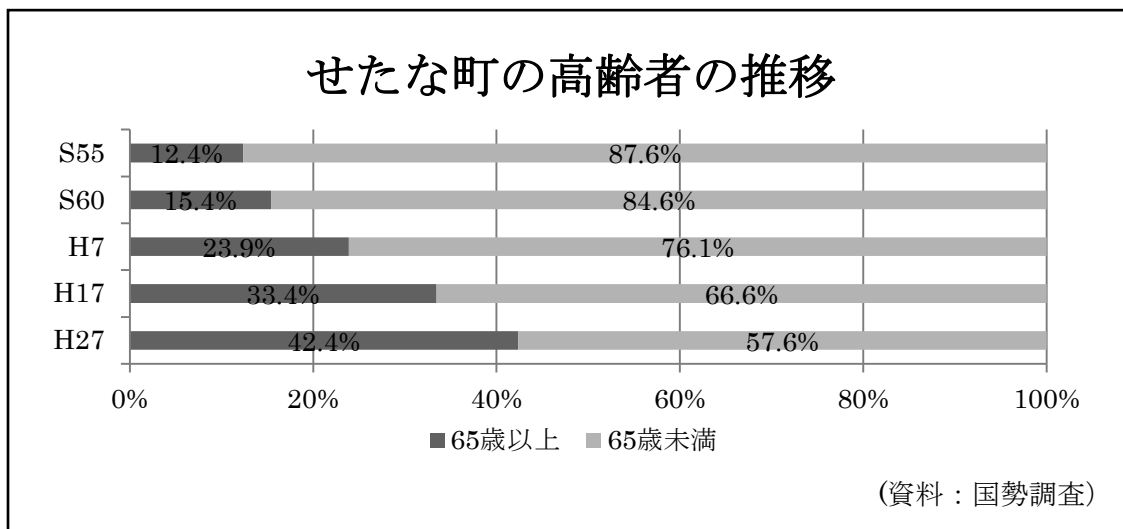
一方、65歳以上の高齢者人口をみると、昭和55年は1,988人でしたが、平成27年は3,589人と増加しています。

65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっており、超高齢化が進行している傾向にあります。



## ② 高齢者の現況

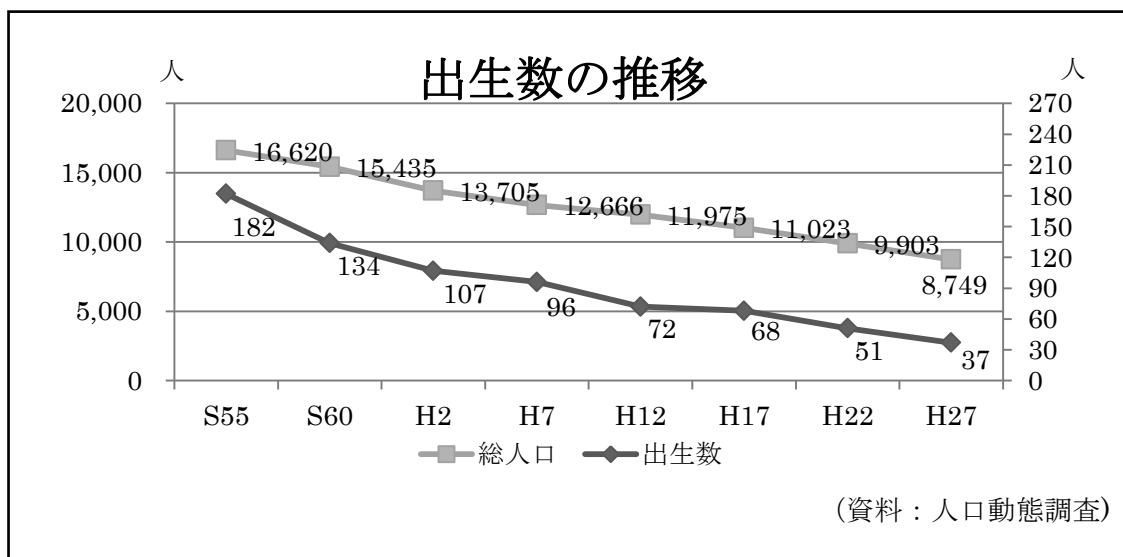
本町の高齢者の現況は、高齢化率※で比べると昭和55年は12.4%でしたが、平成27年は42.4%と、この35年間に30%増加し、高齢化が進んでいる状況にあります。



## ③ 児童の現況

出生数については、年々減少しており、平成7年からは、100人を下回っています。

このことから、今後も年々出生数の低下が予測され、今後少子化対策はますます重要な課題として推進することが急がれています。



■用語解説

※高齢化率…総人口における65歳以上の高齢者が占める割合

## 4 ボランティア団体の現況

社会構造や地域社会に対する住民意識の変化により「いつでも、どこでも、だれでも、ボランティア活動に参加できる環境づくり」が必要になっています。

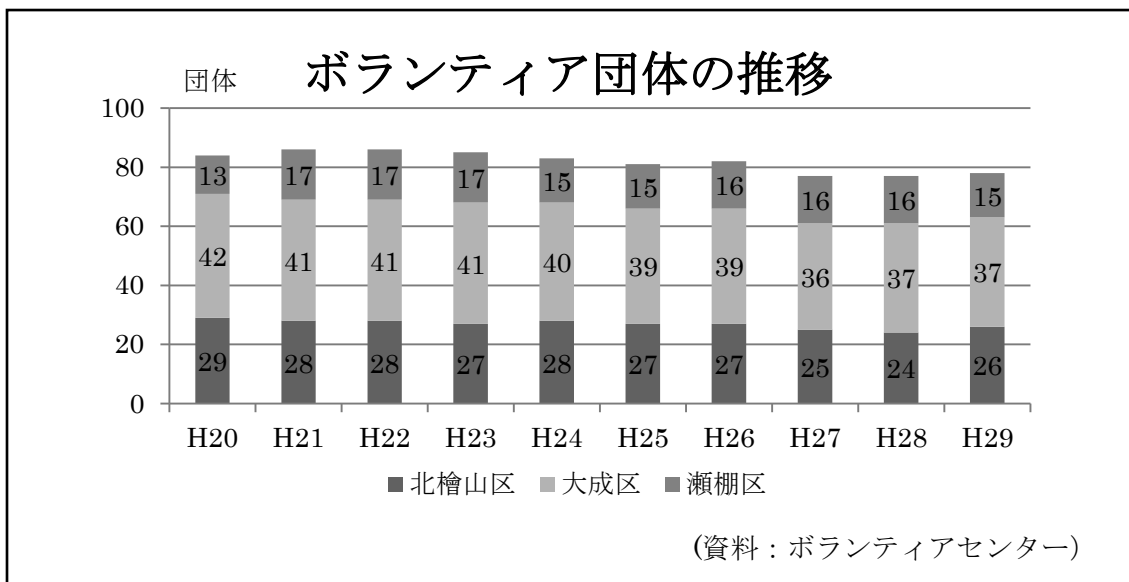
ボランティアセンター※には、町内会や老人クラブ、学校のほか、文化団体や有志によるグループなど多くの団体が登録しています。

平成29年度登録団体は、町内会、老人クラブ、学校など78団体で、その活動は、高齢者の安否確認や除雪作業、町内清掃などの活動はもとより、施設慰問や読み聞かせ、資源回収による福祉用具の寄付や募金活動など多岐にわたっています。

しかしながら、高齢化に伴い、団体数や会員数の減少、活動回数が減少している団体も多くなっており、ボランティア団体の活動としては、縮小傾向にあります。

近年、町民のボランティアに対する関心は高まっており、団体での活動に限らず、個人で活動する意欲的な人も多くいます。

このような個人ボランティアの活動を推進するため、社協に設置しているボランティアセンターを核として、各種の事業を展開し、ボランティアに関する意識を高め、ボランティア活動に参加する意識を高揚させていくことが必要です。



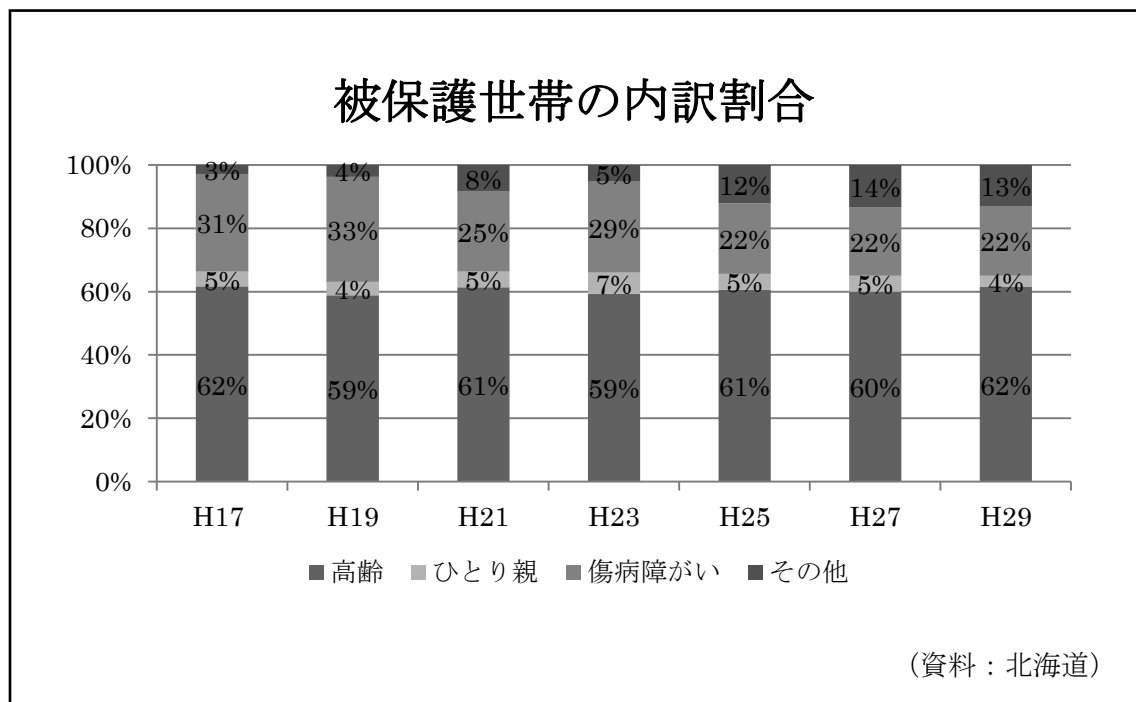
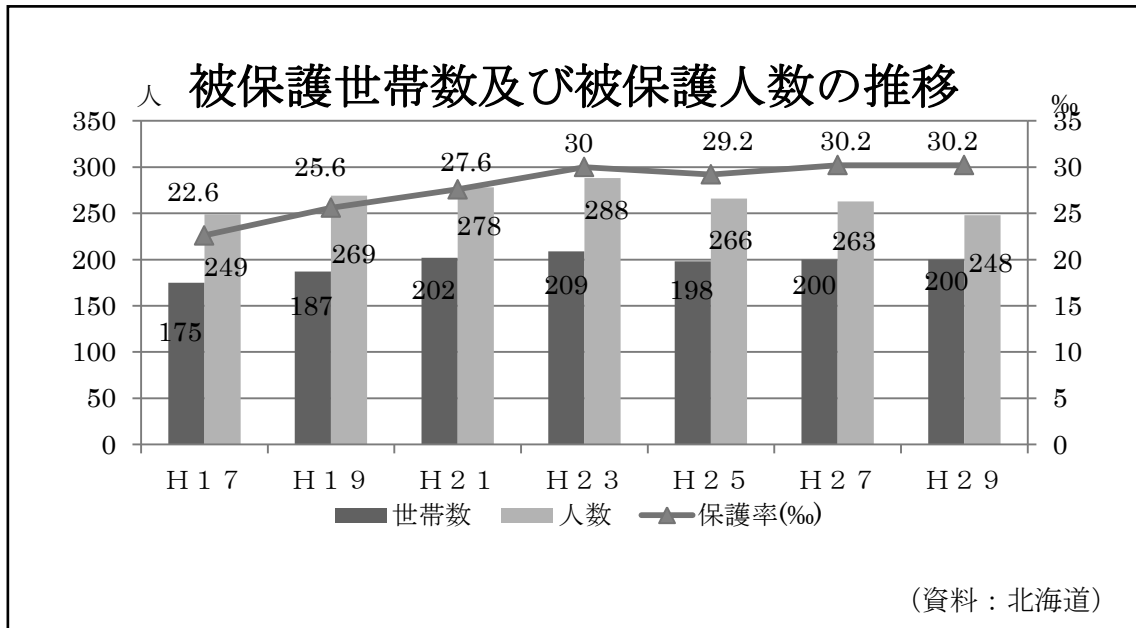
■用語解説

※ボランティアセンター…ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会に設置されている機関

## 5 生活保護の現況

生活保護の受給者の状況につきましては、被保護世帯数及び被保護人数ともに、平成23年度まで増加していますが、近年は、世帯数は横ばいで人数は減少しています。

被保護世帯の約60%が高齢者世帯で、近年、その他世帯が増加している状況にあります。



## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 【基本理念】

地域福祉の将来像として、第2次せたな町総合計画に掲げる「いつまでも健康に暮らせるまち」を基本に「誰もが共に安心して健やかに暮らせる町」を目指します。

### 【基本目標】

基本理念を実現するため、これまで培われてきた「住民の主体的な参加」のしくみを生かしながら、行政、関係団体、事業者に限らず、地域住民や町内会などが、個人や家庭による「自助」、近隣や地域による「共助（互助）」、行政による「公助」という、それぞれの特性を理解し、役割を分担して、地域福祉活動の主体となる「協働」のもとに、誰もが自立した生活を送り、自らも地域の担い手になるよう、互いに連携し、ともに支え合う意識づくりが必要となります。

そのために、福祉をより身近なものとして感じられるよう、地域住民同士がつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、この計画の基本目標は、次の4項目とします。

## ■基本目標 1 地域ぐるみのボランティアで交流のある町

誰もが安心して暮らせる地域福祉を推進するためには、活動の担い手が必要であり、また、その活動が広がっていく仕組みも必要になります。地域住民の交流の場などを通じ、子どもから大人まで福祉に対する理解を深めることはもとより、地域福祉活動やボランティア活動を担う人材の発掘や育成を行うとともに、活動を通じて、住民参加の意識や住民同士のつながりを感じられる地域づくりを行います。

## ■基本目標 2 住民同士支え合い安心して生活できる町

住み慣れた地域で安心した生活をするためには、地域の見守りや日常生活の支援のほか、社会参加しやすい環境も必要となります。それは、高齢者や障がいのある人に限らず、子どもを持つ親や介護をしている人にも当てはまります。いつまでもいきいきと健やかに安心して暮らせるよう、住民同士思いやりを持って、互いに尊重し、共に支え合い助け合う地域づくりを行います。

## ■基本目標 3 安心して生活できる環境の町

いつまでも安心して生活するには、日常生活の支援に限らず、年齢や心身の状況に応じた住環境が重要となります。

公共交通手段の確保や住み替え支援のほか、防災体制や余生を考える機会を提供し、住民と共に安心して生活できる環境づくりを行います。

## ■基本目標 4 誰もが気軽に相談できる町

安心して暮らし続けるためには、相談支援体制や情報提供体制を充実させる必要があります。公共相談窓口の周知に限らず、隣近所や地域住民同士とつながりを持ち、相談した不安なことや心配事などが早い段階で解決できるような地域づくりを行います。



## 第4章 施策の展開について

### ■基本目標1「地域ぐるみのボランティアで交流のある町」 “活動の担い手の育成と住民同士のネットワークづくり”

#### 【現状】

近年の社会情勢やライフスタイルの変化などから、住民同士の交流やつながりが希薄となっており、隣近所や地域にどのような人がいるかわからなかったり、互助の活動を推進するために欠かすことができない「担い手」となる人材の確保が難しい状況です。

ボランティア活動を円滑に進めるためには、活動の中心となる人材の確保、ボランティアに関する情報の提供、幼少期からの意識付けの推進など様々な取り組みが必要になり、これらの取り組みを効率的に進め、ボランティア活動に参加しやすい体制を構築する必要があります。

#### 【課題】

誰もが安心して暮らすためには、地域に暮らす一人ひとりが地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加する意識を持つことが大切です。

地域の福祉活動は主に町内会が中心となって行われていますが、加入世帯の減少、会員や役員の高齢化、役員のなり手がいない、若い人たちの関心が低い、住民のプライバシー問題など、その活動には様々な課題があります。町内会がない地域もあります。

また、「知らない人にボランティア団体の活動内容を聞きづらい」「おせっかいではないか」「言い出した人が全てやらなければならなくなる」「迷惑をかけるかもしれない」などを理由に、ボランティア活動にためらうことも「担い手」不足の一因となっています。

こうした中、地域住民が、「担い手」であるという意識をもてるような町内会活動やボランティア活動などが行われ、その活動に多くの人に参加する住民ネットワークが築かれていることが重要です。

#### 【基本方針】

年齢や性別を問わず地域で暮らすすべての住民に関心を持ち、できる範囲で地域福祉活動やボランティア活動に参加することにより、活動の重要性や担い手としての意識付けの推進と住民同士の活発な相互交流に向けた仕組みづくりを推進します。

## 【施策の展開】

| 施 策                 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ボランティアの学習機会の充実      | <p>地域住民が福祉への理解を深めるとともに、地域福祉活動やボランティア意識を育み、積極的に参加するようにするためには、幼い頃からボランティア活動に親しみ、意識を高める必要があります。</p> <p>社協が実施する出前講座などを通じて、積極的にボランティア活動の情報を発信し、学校や企業、町内会と連携、協力して福祉教育の充実を図ります。</p>                                                                                    |
| 福祉のまちづくりを担う人材の発掘・育成 | <p>地域福祉の担い手は、地域住民です。</p> <p>ボランティア活動について、自らもボランティアがしたいという気持ちはあるものの、始めるきっかけがつかめず、活動できていない人が多くいると思われます。</p> <p>身近な福祉活動を行う人材を発掘・育成し、地域で支え合う活動に結びつけていくことが重要です。</p> <p>ボランティア活動、地域福祉活動などを通して、担い手意識を作り、社協が実施する研修などによりわかりやすい活動の情報提供とボランティアの資質の向上を図り、人材の発掘、育成に努めます。</p> |
| 社会参加の促進と生きがいづくり     | <p>高齢者や障がいのある人に限らず、すべての人が地域とのつながりを持てるように世代間交流事業を推進するとともにサークル活動やイベントなどへの参加の促進に努めます。</p>                                                                                                                                                                          |

## ■基本目標 2 住民同士支え合い安心して生活できる町 “支援の役割分担と住民同士の支え合い体制づくり”

### 【現状】

少子高齢化が進む中、本町においても一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯が年々増えています。また、家族と同居していても、家族以外との交流が少ないという人や日中独居で家族の協力が得られないなど、安心して生活することが困難な人もいます。

子育てにおいても家族構成の変化や地域のつながりが希薄になってきたことから、育児の悩みなどを気軽に相談できる環境が地域で失われてきています。

地域で取り組めるものは地域で取り組み、専門的技術を要するものは事業者や行政に委ねるなどそれぞれの役割を整理して取り組む必要があります。

### 【課題】

高齢になると体力や記憶力の低下を招くと共に、行動範囲が狭く、社会との関係が薄れていく傾向があり、閉じこもりにならない工夫が必要となります。

高齢者が高齢者の世話をするという老老介護の状態や認知症高齢者が多くなっている現状を踏まえて、地域住民とともに支援体制を構築することが求められています。

しかし、地域のつながりが希薄となっており、高齢者に限らず、支援が必要な人の実態把握は十分とはいえません。

また、核家族化とともに世代間の交流が減少し、若い世代にとって、介護はそれほど身近なものではなく、介護を考える機会は多くありません。

少子高齢化が進行する中、担い手不足はさらに深刻化すると思われませんが、地域の中で一部の人が役割を担うのではなく、子どもから高齢者まで、支援を受けている人もいない人も担い手になって、地域住民みんなで支え合うことが大切です。

### 【基本方針】

地域住民みんなが介護について考える機会を提供し、支援のすべてを事業者や行政が担うのではなく、地域住民とともにそれぞれの役割を整理して、住民同士が支え合う体制に向けた仕組みづくりを推進します。

## 【施策の展開】

| 施 策                   | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護を考える機会の提供と共助による支援体制 | <p>介護教室や認知症研修会などを開催し、介護への理解を深めるとともに、認知症サポーター<sup>※</sup>養成講座などを通じ、地域住民の介護意識の向上を図ります。</p> <p>また、社協などが実施するサロン<sup>※</sup>等を積極的に支援するほか、有償ボランティアを推進し、住民同士が支え合う地域づくりを進めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 福祉サービスの充実             | <p>住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすためには、保健・医療・福祉など関係機関との多職種連携により、一人ひとりの状況に応じた包括的なサービス提供が行えることが重要です。</p> <p>利用者の増加や福祉ニーズの多様化に対応した、福祉サービスの提供が求められています。既存の枠組みにとらわれず、より効率的・効果的なサービスの提供を目指して、行政が行っている福祉事業についてそれぞれの役割の検討を行い、必要に応じて見直しを進めます。福祉分野においては、既に各種の福祉施策事業、福祉サービスを民間に委託して事業を展開しているものもあります。</p> <p>今後も、民間で可能な事業、福祉サービスは委託を推進し、サービスの量的な確保と質の改善に努めます。</p> <p>また、利用者が自らに合った福祉サービスを選択し、利用するためには、介護事業者のサービス内容などの情報が利用者に適切に提供されなければなりません。</p> <p>そのためには、福祉サービスにとどまらず、保健や医療のサービスを含めた分かりやすい情報がいつでも手軽に入手でき、活用できることが必要です。</p> <p>常にサービスを利用する側の立場になり、良質なサービスを提供できるよう在宅サービスをはじめとする各種福祉サービスの充実に努めます。</p> |

### ■用語解説

※認知症サポーター…いったん発育した脳が損傷されて、その結果として、それまでに獲得された知的能力が低下してしまった状態（認知症）の人を、支援する人

※サロン…高齢者など、閉じこもりやすい人たちが気楽に集まり、楽しく過ごせる場所と内容を身近な地域に自分たちで作っていく活動のこと

## ■基本目標3 安心して生活できる環境の町

### “住み替え支援と地域ぐるみの防災体制”

#### 【現状】

地域には、高齢者や障がい者、何らかの問題を抱えて暮らしている人など、様々な住民が生活しています。住民誰もが「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という思いを持っています。

いつまでも安心して生活していく上で、日常生活支援に限らず、住環境も大きな要因となります。

当町は、高齢化率と持ち家率が高く、「できるだけ自宅で過ごしたい。」と考える人が多数います。しかし、自動車の運転ができなくなると買い物や通院など、生活に大きな支障をきたします。それは、広範囲に人家が点在している地域に限らず、市街地に住んでいる人も同様です。

移動手段に限らず、除雪作業も大きな問題で「冬だけ公営住宅に住みたい。」との意見はありますが、法律上、入居できないため、行政が冬期間限定入居施設を提供することは困難です。

身体状況にあった住環境を整えることは難しいため、住み替えを進めても「家の整理ができない。」など引越しができない人もいます。

また、災害時の住民同士による助け合いの重要性は、地域住民全員が認識していることと思います。

余生を考える機会を提供し、大規模災害などの緊急時の際の支援体制に限らず、平時からの防犯や防災体制を構築して安心して生活できる環境づくりをする必要があります。

#### 【課題】

加齢により足腰が衰え、屋内の移動や買い物や通院のほか、冬季間の除雪作業が困難となっています。高齢化が進み、除雪の掻き手不足が顕著で、費用だけの問題ではなくなっています。

また、高齢になると身体の衰えに限らず、記憶力や判断力の低下が見られるようになります。金銭面だけでなく、自宅の整理などの住み替え支援や防犯体制が必要となります。

災害が発生した際には、高齢者や障がい者、乳幼児などの子どもがいる世帯への迅速な対応が重要となり、身近な地域での避難・救助活動などができるよう、地域住民とともに防災体制を構築することが求められています。

## 【基本方針】

余生について、自助や共助を考える機会を提供するとともに、適切なサービスの情報提供や住み替え支援の体制と地域ぐるみの防災・防犯体制の構築を推進します。

## 【施策の展開】

| 施 策            | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 余生について考える機会の提供 | <p>研修会などを通じて、高齢になり、支援が必要となった場合を考える機会を提供し、高齢になる前に自分らしいライフプランの準備を行えるよう支援します。</p> <p>また、支援が必要となったときは、適切な住宅改修やサービスの利用について、相談体制の充実に努めるとともに、地域にあった住み替え支援のあり方を検討します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 防災体制の充実        | <p>本町では、平成5年7月12日に北海道南西沖地震により甚大な被害を受けました。地震や津波による災害はもちろん、豪雨災害等を含め、災害時に避難行動要支援者*が円滑かつ迅速に避難することができるよう支援体制を整えておくことが重要です。</p> <p>地震や津波に限らず、洪水の場合には、後志利別川流域の広い範囲が洪水浸水想定区域となることから、避難訓練などを積極的に行います。</p> <p>本町には、8つの自主防災組織が組織されていますが、できるだけ多くの地域に組織されるよう支援するとともに、各地域において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難するかを定める「避難行動要支援者個別計画」を策定していく必要があります。</p> <p>なお、要支援者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要支援者マップを作成するなど、日頃から障がい者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障がい者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施することが必要です。</p> <p>また、災害時には、安否確認や避難誘導などに人手を多く要しますので、社協内にあるボランティアセンターと連携を図り、災害ボランティアの受け入れや支援のあり方の検討を進めます。</p> |
| 防犯対策の推進        | <p>警察をはじめ、家庭や学校、保育所など関係機関と連携を図り、地域全体で防犯意識を高めていくことが重要です。</p> <p>特に高齢者等を狙った悪質商法や振り込め詐欺などが増加していることから、消費者協会や消費生活センターと連携しながら未然防止に向けて、啓発に努めるとともに、地域における見守り声かけ活動などを通して防犯対策の推進を図ります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

### ■用語解説

\*避難行動要支援者…必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援が必要な人たち

## ■基本目標4 誰もが気軽に相談できる町

“気軽に相談でき、みんなで解決する環境づくり”

### 【現状】

家族構成の変化や地域のつながりが希薄になり、隣近所や地域住民同士が集う機会が減少し、困りごとがあっても「相談相手が近くにいない。」「相談窓口がわからない。」「役場には聞きづらい。」などの理由により、誰にも相談できずにいる人がいます。

「他人に知られたくない。」「こんなこと聞いて迷惑にならないか。」など相談すること自体のハードルが高く、相談できない人もいます。

また、地域で心配な人がいても、本人や家族が拒否するなど周囲の人が対応に苦慮することもあります。

困りごとは、プライバシーの問題もあり、本人から相談がないと把握することが難しいため、気軽に相談できる環境づくりが必要になっています。

### 【課題】

地域で自立して生活していると大小に関わらず困りごとが発生し、自分だけでは解決できないことが多くあります。生活困窮に関することや就職に関することなど他人に相談しづらいこともあります。

高齢者や障がい者に限らず、子育てに関する相談など、以前は家庭内で解決できていたことでも、困りごとになっており、相談相手の有無は、周囲がすべて把握することは困難です。

しかし、困りごとを誰にも相談できない人がいます。特に同居家族がいると見落とされがちになり、気づくことが遅くなる傾向があります。

また、公的な相談窓口は、相談内容別に分かれていると考えており、利用をためらう原因となっています。

他人に困りごとを伝えることで、解決の糸口が見えることがあり、気軽に相談できる相手をつくることが重要になる一方、社会福祉委員や関係機関と更なる連携を図り、問題解決に向けたシステムを充実させることが求められています。

### 【基本方針】

相談窓口の更なる周知に限らず、地域住民が交流し、気軽に相談できる場を提供する一方、社会福祉委員や地域包括支援センター<sup>※</sup>、町内会などと連携し、問題の共有、解決に向けたシステムの充実を図ります。

---

#### ■用語解説

<sup>※</sup>地域包括支援センター…①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備、④高齢者の虐待の防止や早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関

## 【施策の展開】

| 施 策                    | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合相談体制の充実              | <p>住民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切な対応をとるためには、専門的な相談支援のほかに、地域の中で気軽に相談できる環境をつくる必要があります。</p> <p>現在の相談窓口は、保健福祉課、地域包括支援センター、障がい者指定特定相談支援事業所<sup>※</sup>、子育て支援センター、社協、医療機関、教育機関等の機関があり、必要に応じて連携を図りながら活動、支援を行っています。</p> <p>地域においては民生委員児童委員、障がい者相談員等が最も身近な相談者として、住民が気軽に相談ができるように心がけながら、相談や支援などの福祉活動を行っており、地域での更なる活躍が期待されます。</p> <p>また、警察や消防、商工会、金融機関などで結成した「せたな町高齢者見守り隊」や配達業者などと連携し、問題の早期発見に努めています。</p> <p>問題を抱えた人は、誰かに相談し、共有することによって、すぐに解決できなくても気持ちが楽になります。</p> <p>しかし、顔も知らない見ず知らずの人には相談しづらいため、社協などが実施するサロンや地域で行っている集いの場などにも積極的に協力し、気軽に相談できる環境づくりを推進します。</p> <p>今後も、関係機関や各相談員と連携すると共に、専門的情報を収集し、研修を通じてその資質の向上を図り、相談体制の更なる周知や相互相談窓口の連絡調整機能を備えた相談支援体制の推進を図ります。</p> |
| 権利擁護 <sup>※</sup> への支援 | <p>近年、高齢化に伴い、障がいや認知症などにより、財産管理や適切なサービスを受けるための手続きが困難になっている人が増えてきています。</p> <p>加齢による判断力の衰えや精神的な障がいのため判断力が不自由な人たちにとっては、自分自身で適切なサービスを選択することが困難な場合やその利用の手続きが分からないことにより、サービスを受けられないなどの問題が生じる場合があります。</p> <p>このような場合の問題を解消し、福祉サービス等の情報提供、日常の金銭管理など適切な支援やサービスが利用できる制度として、社協が行っている「日常生活自立支援事業」があります。</p> <p>この制度や仕組みについて、町民の認知度が高いとは言えないため、更なる周知や利用の促進に努めます。</p> <p>また、判断能力に不安のある人に後見人等を選任して、その人が行う法律行為（財産管理、契約行為等）の安全を確保し、悪質商法などの被害に遭うことのないように保護する制度として「成年後見<sup>※</sup>制度」があり、今後、必要な人が増えると見込まれることから更なる周知や利用の促進に努めます。</p>                                                                                                                                          |
| 生活困窮者への支援              | <p>生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者の自立の促進を図る支援策が講じられています。北海道と連携し、生活困窮者の自立支援や生活困窮世帯等の学習支援を行っている「生活就労サポートセンターひやま」の更なる周知や出張窓口の開設などを積極的に行い、自立支援や貧困の連鎖の防止に努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

### ■用語解説

<sup>※</sup>障がい者指定特定相談支援事業所…障がい者の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、障害福祉サービスの利用調整や計画作成を行う機関

<sup>※</sup>権利擁護…認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用等に関して自己の判断で適切に行うことが困難な人に対する相談・助言、連絡調整、代行、代理権、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類等の預かりなどを行う事業

<sup>※</sup>成年後見…成年被後見人（「精神上の障害に因り事理を弁識する能力を欠く常況に在る者」で、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者）に対して保護者を付すことをいう



## 第5章 計画推進にあたって

### 1 町民・関係団体・行政の協働による計画推進

「第2次せたな町総合計画」では「いつまでも健康に暮らせるまち」を目指して、町民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協力し支え合うこと（協働）を前提としたまちづくりを示しています。

本計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、今後、記載されている内容を具体的に進めるにあたっては、町民をはじめ、社協や社会福祉委員、ボランティア等の福祉活動団体のほか、町内会、老人クラブ等の地域自主組織と協働して、地域に根ざした取り組みを進めていきます。

また、本計画を、より地域に根ざしたかたちで具体的に推進するために、地域福祉の担い手となる人材の発掘や育成に努めます。

### 2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられている社協には、主体的に社会福祉事業の企画、実践、普及を行うなど、地域福祉活動の推進に大きな役割を担うことが期待されています。

本計画の目標達成のため、社協の「第4期地域福祉実践計画」と連動しながら、社協が地域福祉活動の中心的役割を担っていただけるよう支援・連携することにより、地域福祉の推進に努めます。

### 3 計画の周知

計画の内容については、広く町民に伝えることで、町全体で地域福祉を推進することができるよう、町ホームページなどを活用し、周知に努めます。

### 4 計画の進行評価

本計画を推進していくために、計画の進捗状況や成果などを評価することが大切です。

本計画をより実効あるものとするため、町民や事業者、行政関係者等により、関係者が十分連携を図った中で、活動上の課題や情報交換を行い、地域福祉計画の推進に努めます。

また、町と社協が中心となり、随時、評価・検証作業を行い、その後の計画を推進します。

## ■参考資料1 計画策定経過

| 年       | 月日        | 協議内容                                                                                                       |
|---------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 29 年 | 7 月 20 日  | ○第 1 回せたな町地域総合ケア推進協議会<br>(協議内容)<br>せたな町地域福祉計画策定協議<br>・ 計画策定概要説明<br>・ 計画策定スケジュール                            |
|         | 10 月 27 日 | ○第 2 回せたな町地域総合ケア推進協議会<br>(協議内容)<br>せたな町地域福祉計画策定に係る協議<br>・ 地域福祉計画の基本理念と基本目標(案)について<br>・ 地域福祉計画の施策の展開(案)について |
|         | 12 月 20 日 | ○第 3 回せたな町地域総合ケア推進協議会<br>(協議内容)<br>せたな町地域福祉計画策定に係る協議<br>・ せたな町地域福祉計画の素案について                                |
| 平成 30 年 | 2 月 1 日   | ○第 4 回せたな町地域総合ケア推進協議会<br>(協議内容)<br>せたな町地域福祉計画策定に係る協議 (最終協議)                                                |
|         | 2 月 16 日  | ○議会総務厚生常任委員会にて説明<br>(説明内容) せたな町地域福祉計画の内容説明                                                                 |
|         | 3 月       | ○せたな町地域福祉計画の配布<br>関係者及び関係機関 (団体・事業者等)                                                                      |

■参考資料2

せたな町地域総合ケア推進協議会委員名簿

| 役職名 | 氏名     | 住所   | 選出区分                      |
|-----|--------|------|---------------------------|
| 会長  | 高橋 貞光  | 北檜山区 | (せたな町長)                   |
| 委員  | 大木 浩三  | 北檜山区 | (せたな町町内会連絡協議会長)           |
| 〃   | 近藤 芳美  | 北檜山区 | (せたな町瀬棚北檜山地区民生委員児童委員協議会長) |
| 〃   | 内田 親秀  | 北檜山区 | (せたな町北檜山区身体障害者福祉協会会長)     |
| 〃   | 小林 安晴  | 北檜山区 | (せたな町社会福祉協議会事務局長)         |
| 〃   | 松林 良子  | 北檜山区 | (せたな町健康づくり推進員協議会長)        |
| 〃   | 工藤 久美子 | 瀬棚区  | (瀬棚ボランティアセンター運営委員会委員長)    |
| 〃   | 田中 基己  | 大成区  | (特別養護老人ホーム大成生長園施設長)       |
| 〃   | 中野 昇   | 北檜山区 | (道南ロイヤル病院事務局長)            |
| 〃   | 樋口 省三  | 瀬棚区  | (有限会社ケアステーションせたな代表取締役)    |
| 〃   | 大屋 秀峰  | 北檜山区 | (北檜山社会福祉事務出張所所長)          |
| 〃   | 今西 一憲  | 瀬棚区  | (NPO法人せたな共同作業所ふれんど所長)     |
| 〃   | 横川 忍   | 北檜山区 | (せたな町立国保病院事務局長)           |
| 〃   | 石田 隆   | 北檜山区 | (特別養護老人ホームきたひやま荘施設長)      |
| 〃   | 松神 忠義  | 北檜山区 | (介護相談センター灯り所長)            |
| 〃   | 植村 栄治  | 北檜山区 | (JAきたひやま指定居宅介護支援事業所所長)    |

## ■参考資料 3

### せたな町地域総合ケア推進協議会規則

平成 18 年 4 月 1 日規則第 22 号

(設置)

**第 1 条** 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、明るく豊かに安心して暮らせるように、関係機関・団体及び地域が一体となって各種施策の機能的な展開を図るため、せたな町地域総合ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 協議会は、次に掲げる事項を協議、推進するものとする。

- (1) 地域ケアの総合的な施策の調査・検討
- (2) 地域ケア推進のための基盤づくりの推進
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直し
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の策定・見直し
- (5) 地域福祉計画及び地域福祉実践計画の策定・見直し
- (6) その他在宅福祉推進のために必要と認める事項

(組織)

**第 3 条** 協議会は、次に掲げる関係機関・団体の代表者等で組織し委員は町長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員
  - (2) 老人・心障・ひとり親家庭等の社会福祉団体
  - (3) 町内会・婦人会・青年団体等の地域団体
  - (4) 社会福祉協議会
  - (5) 健康づくり推進協議会
  - (6) ボランティア団体
  - (7) 老人福祉施設
  - (8) 医療機関
  - (9) 介護保険サービス事業所
  - (10) 関係行政機関
  - (11) 前各号に定める者のほか、町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び職務の代理)

**第 4 条** 協議会の会長は、せたな町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は会長があたる。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

**第 6 条** 協議会の庶務は、せたな町保健福祉課内において処理する。

#### 附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 29 年 6 月 27 日規則第 19 号)

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。





## せたな町地域福祉計画

発行 平成 30 年 3 月  
せたな町保健福祉課  
〒049-4592  
北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1  
TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-5065  
<http://www.town.setana.lg.jp/>